

パーキングエリアネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

愛知道路コンセッション株式会社（以下「ARC」という。）は、平成 28 年より実施している「愛知県有料道路運営等事業」（以下「本事業」という。）において、愛知県道路公社（以下「公社」という。）からその事業者を選定され公共施設等の運営権を付与されています。これを受けて ARC では、運営権を付与された路線及びそれに付属する施設（以下「対象施設」という。）の持続可能な維持管理を行うため、対象施設に愛称（企業名、ロゴを含むがキャラクターは不可）を付けることができる権利（命名権）「パーキングエリアネーミングライツ」（以下「PA ネーミングライツ」という。）を取得する者(法人)（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

PA ネーミングライツの対象施設について

下記の対象施設の PA ネーミングライツを募集します。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 対象施設名 | 阿久比パーキングエリア（下り） |
| ② 所在地 | 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字上親田 7-46 |
| ③ ネーミングライツ料 | 年額 10,000,000 円以上(消費税及び地方消費税は別途) |
| ④ 契約期間 | 5 年以上(※) |

※ PA ネーミングライツの契約期間は、ARC が対象施設を維持管理する期間内とし対象施設の整備目的や性格、利用形態及び利用者等の利便性を考慮したうえ、原則契約締結時より 5 年以上とします。

3 命名条件等

(1) 愛称の標示条件

- ① 愛称の末尾の標示は「阿久比 PA」を必須とします。
- ② 会社の種類（株式会社、有限会社等）は標示できません。
- ③ 愛称標示位置図に指定した箇所に愛称を標示することができます。（参照：添付図①・②・③・④）
- ④ 契約期間中は愛称を原則変更することはできません。

(2) 文字の仕様

- ① 標示内容については 1 デザインとします。
- ② 文字及びロゴ（シンボルマーク・ロゴタイプ）の大きさは原則として同じとします。
- ③ 配置、書体等については対象施設とのバランスを損なわないものとします。

- ④ 文字数の制限は原則ありません。
- ⑤ 色については鮮やか過ぎない落ち着いた色とし蛍光色、反射性のある色等は使用できません。
- ⑥ 添付図③・④の看板については上記①～⑤によらず現状と同じ仕様とします。
- ⑦ ロゴ（シンボルマーク・ロゴタイプ）を使用される際については、当該申込みをしたネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

（３）愛称について

PA ネーミングライツにより命名される愛称は、対象施設の利用者等の理解が得られるものとし、「パーキングエリアネーミングライツ導入ガイドライン４ 愛称」に掲げるものを含まない内容とします。

なお、上記以外にも、施設の性格、利用者等からの意見、呼びやすさ等により、愛称の内容を制限する場合があります。

（４）パートナーメリット

- ① 対象施設の名称看板及び対象施設が掲載された案内図等の書換え（経費はネーミングライツパートナーの負担）、対象施設が掲載された ARC 作成パンフレット等の記載変更（経費の負担は ARC と協議）
- ② ARC によるイベント開催時の周知活動、報道機関への情報提供、ウェブページでの広報等による愛称の使用
- ③ ネーミングライツパートナーは PA ネーミングライツを取得した広報活動を行うことができるものとします（経費はネーミングライツパートナーの負担）。なお、実施にあたっては ARC へ事前に実施計画書を提出し、ARC の承諾を得るものとします。

4 費用負担

対象施設に愛称を標示する看板設置費用及び契約終了時に愛称を標示する看板を撤去する費用は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。また、愛称を標示する看板の撤去時に対象施設の表示物が剥離した場合や文字痕が残った場合などの原状回復もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。

なお、対象施設への愛称を標示する看板設置及び愛称を標示する看板の撤去は、ネーミングライツパートナーが自己の責任において道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条（承認工事）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条（道路使用）の許可を受けて施工するものとします。

5 応募資格

- （１）ネーミングライツパートナーとなることができる者は法人とし、次に掲げる事項の

いずれにも該当しない者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - ② 愛知県から指名停止措置を受けているもの
 - ③ 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税を滞納しているもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
 - ⑤ 消費者金融及び高利貸しに係るもの
 - ⑥ たばこに係るもの
 - ⑦ ギャンブル（公的機関が行うものを除く。）に係るもの
 - ⑧ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
 - ⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
 - ⑩ 社会上の問題となっているものに係るもの
 - ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
 - ⑫ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ⑬ その他、PA ネーミングライツを取得することが適当でないと ARC が認めるもの
- (2) ネーミングライツパートナーとなることを希望する者（以下「パートナー企業」という。）と ARC との仲介業務を行うことができる広告代理店業を営む法人（以下「広告代理店」という。）が応募することもできます。ただし、対象施設ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は ARC とパートナー企業の間で締結します。

6 応募方法

PA ネーミングライツに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は以下のとおり申し込みを行ってください。

(1) 募集期間

令和 7 年 3 月 28 日(金) ～ 令和 7 年 4 月 30 日(水)

・ 募集期間最終日の当日消印有効 募集期間以外は受付を致しません。

(2) 提出書類（以下「提案書」という）

- ① パーキングエリアネーミングライツ取得提案書（別添様式 1）
- ② 誓約書（別添様式 2）
- ③ 法人役員名簿（別添様式 3）

- ④ 法人等の概要（別添様式4）
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 納税証明書

広告代理店による応募の場合は②～⑦については広告代理店及びパートナー企業のそれぞれについて提出してください。

（3）提出部数

1 部

（4）提出先

応募は郵送のみ受け付けます。

〒475-0975 愛知県半田市彦洲町三丁目 100 番地

愛知道路コンセッション株式会社 地域連携推進部 宛

（5）質問事項の受付

提案にあたって質問がある場合は、メールのみ受け付けます。

① 質問事項 所定書式

質問がある場合は、所定の書式にて受け付けますので、下記メールアドレスに送信してください。件名には「PA ネーミングライツに関する質問」と記載してください。

送付先メールアドレス：chiiki-nr@arcc.jp

愛知道路コンセッション（株）地域連携推進部 宛

② 質問の受付 メールのみ受け付けます。

③ 受付期間 令和7年3月28日（金）～令和7年4月14日（月）17:00 まで
上記受付期間以外は受け付けません。

④ 質問回答 ARC ウェブページにて随時公表します。

※ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとARC が判断した場合は個別回答とします。

（6）提出書類に関する費用負担

提出書類の作成にあたって発生した費用は応募者の負担とします。

（7）留意事項

① 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

② 提案書の取り扱い

提案書は返却しません。

③ 提案の辞退

提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

④ 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

7 選定方法

次の選定基準をもとに ARC 及び公社における審査会にて優先交渉権者を選定します。選定後は、ARC のウェブページにて速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

「選定基準」各項目 5 段階採点

項目	視点等
応募価格等	・ 応募価格の多寡
提案された愛称	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
安定性・適格性	・ 企業の安定性 ・ パートナーとしての適格性
法令順守等	・ 法令順守への理解、取組 ・ 交通安全への理解、取組

8 優先交渉権者の公表

優先交渉権者の公表は令和 7 年 5 月中旬を予定しています。

9 契約の締結方法

上記の選定方法により選定された優先交渉権者との最終的な協議を経て、ARC と優先交渉権者との間で契約を締結します。契約締結に係る費用は優先交渉権者の負担とします。

10 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが、下記に該当する場合 ARC は契約を取り消し又は解除することがあります。

- ① 「5 応募資格」に規定する応募資格を失った場合もしくは満たしていないと判明した場合
- ② 社会的信用を損なう行為が明らかになった場合
- ③ ARC もしくは対象施設のイメージが損なわれる恐れがある場合
- ④ ネーミングライツパートナーとして、適当でないと認められる事案が発生した場合
- ⑤ 契約期間中であっても公社及び国等行政機関より理由の如何を問わず急遽撤去の要請が生じた場合

上記①～⑤の場合、契約の解除に伴う撤去及び原状回復に必要な費用は、ネーミングラ

イツパートナーの負担とします。

また、すでに支払いされたネーミングライツ料は返還しません。

11 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した表示物等の毀損・汚損等が生じた場合、又は設置した表示物等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。また第三者と紛争を生じたときは、ネーミングライツパートナーの責任において紛争を解決することとします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、ARC とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

12 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料は全ての看板設置工事の竣工翌日から発生し、竣工後速やかに支払うものとします。

(年額料のため一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

13 問合せ先

愛知道路コンセッション株式会社 地域連携推進部

- ・住 所 愛知県半田市彦洲町三丁目 100 番地
- ・TEL 0569-21-3124
- ・FAX 0569-21-2712
- ・e-mail chiiki-nr@arcc.jp

対象施設

施設名	阿久比パーキングエリア（下り）
住 所	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字上親田7-46

案内図（赤色図示）



愛称標示の位置（赤色枠内）



愛称標示 ①



愛称標示場所

※愛称標示はイメージで、実際と異なる場合がございます。



愛称標示 ②



愛称標示場所

※看板はイメージで、実際と異なる場合がございます。



愛称標示 ③④

